

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行！

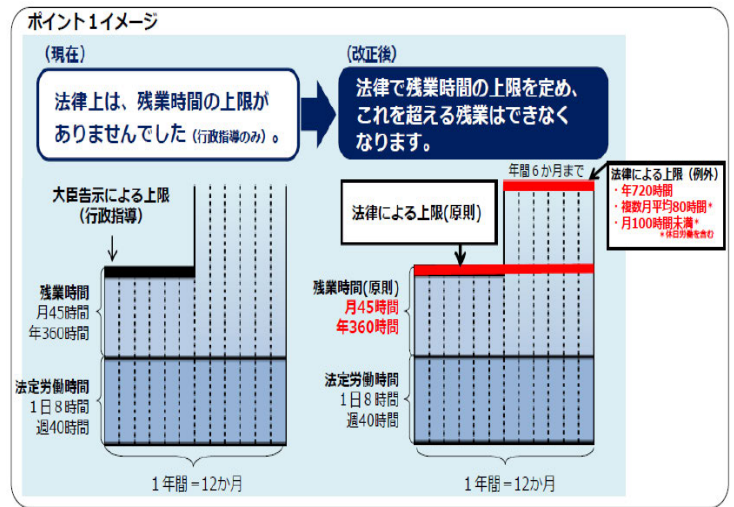
三重労働局監督課

ポイントは、以下のとおりです。

【ポイント1】 時間外労働の上限規制の導入

【施行：2019年（中小企業2020年）4月1日～】

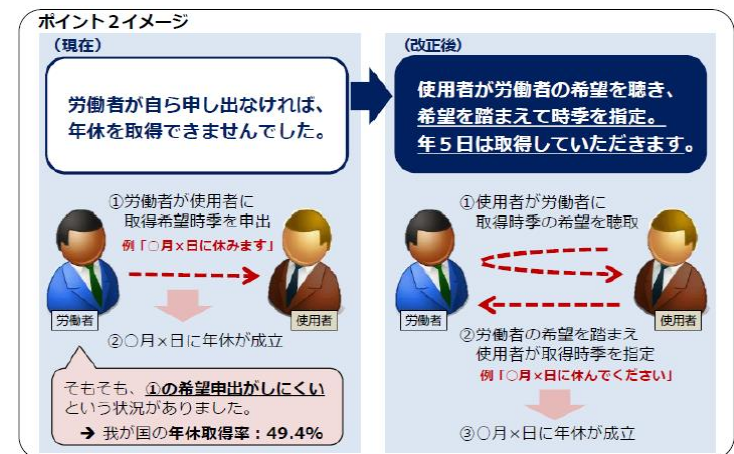
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



【ポイント2】 年次有給休暇の確実な取得

【施行：2019年4月1日～】

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。



働き方改革関連法施行スケジュール

		施行日					
		2019年 4月1日	2020年 4月1日	2021年 4月1日		2023年 4月1日	2024年 4月1日
① 時間外労働の上限規制	大企業※1	●					
	中小企業※1		●				
	自動車運転業務 建設事業 医師						●
② 「勤務間インターバル制度」の導入促進 ③ 年次有給休暇の確実な取得 ④ 労働時間状況の客観的な把握 ⑤ 「フレックスタイム制」の拡充 ⑥ 「高度プロフェッショナル制度」の導入		●					
⑦ 月60時間超残業に対する 割増賃金率引き上げ	大企業	※2					
	中小企業					●	
⑧ 雇用形態に関わらない公 正な待遇の確保	大企業		●				
	中小企業						●※3

※1 企業規模の定義は「中小企業基本法」の基準による。※2 大企業はすでに実施済み。※3 労働者派遣法の改正時期は大企業と同様。